

鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成
年条例第 号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関
し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受け、又は当該許可事項を変更しよ
うとする者は、風致地区内行為（行為変更）許可申請書（様式第1号）に設計書
（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

(許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請により許可したときは、風致地区内行為（行
為変更）許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(協議の手続等)

第4条 条例第3条の規定による協議は、風致地区内行為（行為変更）協議書（様
式第4号）に設計書を添えて行わなければならない。

2 条例第3条に規定する公社等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人国立病院機構
- (8) 三重県道路公社
- (9) 三重県土地開発公社
- (10) 一般財団法人鳥羽市開発公社
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(通知の手続)

第5条 条例第4条の規定による通知は、風致地区内行為（行為変更）通知書（様式第5号）に設計書を添えて行わなければならない。

（完了の届出）

第6条 条例第2条に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、完了した日から起算して14日以内に行為完了届（様式第6号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1）完成写真

（2）その他市長が必要と認める図書

（標示板）

第7条 条例第2条第2項の規定により標示板の掲示を義務付けられた者が掲示すべき標示板は、風致地区内行為許可標識（様式第7号）とする。

（立人検査の身分証明証）

第8条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、風致地区立入検査員証（様式第8号）とする。

（書類の提出部数）

第9条 この規則の定めるところにより、市長に提出する書類の部数は、第2条及び第5条の規定により提出する場合にあっては正本1部及び副本1部とし、第6条の規定により提出する場合にあっては正本1部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年三重県規則第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。